



副会長
渡邊 敬介

日本弁理士会の役員制度

monthly word

今月のことば

はじめに

本年度は新役員制度の初年度に当たる。新役員制度下における本会の役員は、1人の会長、8人の副会長、60人の常議員、20人以内の執行理事、10人の監事及び5人以内の外部監事で構成されている（会則第61条）。これらの役員のうち、正副会長と執行理事は執行役員会を組織し（会則第69条）、正副会長、常議員及び執行理事は常議員会を組織し（会則第75条）、監事と外部監事は監事会を組織する（会則第82条）。また、執行理事は、その過半数を常議員の中から、その余を弁理士（常議員以外の弁理士）から会長の指名により選任することになっている（会則第63条第3項）。

新役員制度は、本年度初めて実施されたばかりではあるが、運営するに伴っていくつかの検討課題も見えてきている。

執行役員会

本年度の執行役員会は、9名の正副会長と、12名の執行理事の合計21名でスタートしている。12名の執行理事の内、7名が常議員から選出されており、5名が常議員以外から選出されている。

会則71条によると、執行役員会は、正副会長の過半数が出席し、かつ執行役員会の構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。本年度の場合、少なくとも正副会長のうちの5人と、執行理事6人が出席しなければ執行役員会を

開会することができない。また、9人の正副会長全員が出席していても、少なくとも2人の執行理事が出席していなければ執行役員会を開会することができない。

本年度の執行役員会の開催日は、例年と同様に原則として毎週火曜日に決められており、正副会長は該当日にできるだけ他の会務を入れないように努力はしている。しかし、全く他の会務を入れないことは不可能であり、執行役員会の途中で正副会長の一部が一時的に席を外してしまうことも少なくない。すると、途端に定員割れを生じ、執行役員会を継続することができなくなる事態を生じる。

執行理事全員に毎回執行役員会に出席して頂ければ定員割れの事態を防ぎやすくなるが、担当議案のない日まで出席を義務付けるのは負担が大きく、いかにも気の毒である。また、執行理事の人数を少なくすれば定員割れを生じにくくすることができるが、それでは執行理事制度を設けた意味がない。執行役員会の開催日に正副会長に他の会務が予定されている場合、できるだけ多くの執行理事に出席して頂き、人数を気にしながら運営しているのが実状である。

執行理事制度そのものを考え直すにはまだ時期尚早であると思うが、執行役員会を開催するための定員については検討する余地があると思う。

常議員会

正副会長と、常議員以外から選出された執行理事とが常議員会の構成員に入っていることや、執行理事の過半数が常議員から選出されることになっていることからすると、新役員制度下の常議員会は、執行部の一部又はそのサポート組織であるとも考えられる。しかし、常議員会の審議事項の第1番目に総会議案が挙げられており（会則第78条）、いわゆる総会前置としての機能を考えると、監査機関的性質が皆無であるとも言い難い。新役員制度下の常議員会は、その位置付けが分かりにくくなっている。うまい性格付けができれば運営もしやすくなるのではないかと考える。

一方、常議員会は審議委員会を置くことができるが、その構成等は常議員会の決議を経ることになっている（会規第13号第1条）。しかし、新役員制度下における常議員会の招集権限は会長にあるため（会則第76条第1項）、常議員会は、基本的には自力で審議委員会を設置して審議することができない。本年度は、やむを得ず、第1回常議員会において審議委員会の構成案等を執行役員会側から提示して決議を経て設置しているが、会規第13号第1条で審議委員会の設置主体が常議員会であることからすると多少無理のある手続である。例えば常議員議長が常に存在する状態とし、常議員会の招集権限を常議員議長に移すことを含めて検討する必要があると考える。細かいことまで触れると、審議委員会の委員を選任する場合、

審議委員会の設置主体が常議員会という、長が常任されていない組織であることからすると、誰が選任することになるのか、これも良く分からないところである。

また、審議委員会の審議結果がどのように扱われるかも分かりにくいところである。審議委員会での審議結果は常議員会で議決されるべきものであるのか、そうではないのか。現行の規定ではいずれとも決めかねるところがある。審議委員会の性格と共に、審議結果の取り扱いについても検討の余地があると考ええる。

監事会

幹事会の位置付けはハッキリしており、監事会自体の制度上の問題は今のところないように見える。しかし、9つの支部ができたことにより、これからの監査の手順又は対象を検討する必要性が出てきている。

数ヵ月おきに支部の会務及び会計報告が上がってくるが、これも監事会での監査対象となっている。従前のように支部の数が少ないうちは支部からの報告を精査することも可能である。しかし、9支部となった現在、各支部の活動が活発になればなるほどこれが大きな負担となる。各支部にも監事が存在することを考えると、各支部での監査機能を強化して本部の監事会での監査を省略すること等を各支部の活動状況を見ながら検討することが必要になるであろうと考える。